

2020年5月14日

各 位

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
代表取締役 関崎 司

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）／（年2回決算型）
有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）
第16特定期間（自 2019年8月20日 至 2020年2月18日）
イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）
第4期（自 2019年8月20日 至 2020年2月18日）

2. 延長前の提出期限

2020年5月18日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2020年6月18日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、金融庁より、令和2年4月3日付で、金融商品取引法第51条及び第52条第1項の規定に基づく命令（以下、「行政処分」といいます。）を受けました。当社は、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の改善を通じた再発防止策を進めております。行政処分は、当社が投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、金融商品取引法第42条第1項に違反するものと認められたことが理由です。

このような状況の中、当社は、2020年2月18日決算のファンドの経理状況において、当社のファンドの監査を担当するPwCあらた有限責任監査法人（以下、「監査法人」といいます。）による監査報告書及び監査意見を取得できておりません。理由としましては、監査法人はファンドに関し監査報告書及び監査意見を発出するためには、当社の業務運営体制と内部管理体制の改善状況及び再発防止策の有効性等につき、金融庁に提出される業務改善報告書の受理をもって、違法行為がある場合には違法行為が及ぼす影響の評価を行うために追加的に監査法人の監査手続きが必要になりますが、その提出に至っていないため、監査法人においてその確認ができないことによるものです。

上記の理由により、監査報告書及び監査意見を取得できていないため、当ファンドに係る有価証券報告書を提出できない状況にあります。延長が承認された場合は提出期限を遵守すべく、最大限の努力をいたします。

なお、金融庁に業務改善報告書が提出されたのち、監査法人にて追加的な監査手続きを要しますが、延長が承認された場合の提出期限を遵守すべく、対処してまいります。

5. 今後の見通し

提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上